

学校感染症

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法）について

《 学校感染症について 》

学校は、集団で生活する場所であるため、感染症の流行しやすい環境です。そのために、学校保健安全法により学校などにおいて感染症の流行を防いでいます。

この学校保健安全法などに定められている学校において予防すべき感染症のことを学校感染症と言います。

《 なぜ休まなくてはいけないの？ 》

学校では、感染症が発生した場合には、教育活動上大きな影響を及ぼすことになります。出席停止という予防措置をとることにより、病気のさらなる拡大を防ぎます。

《 出席停止とは 》

学校保健安全法第19条には、『校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる』と、規定されています。出席停止の措置をとる場合は学校医やその他の医師の意見を聞いて指示をします。

出席停止とは児童生徒などの個人に対して行われる措置です。

《 臨時休業とは 》

学校保健安全法第20条では、『学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる』と、規定しています。臨時休業とは、いわゆる学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖のことです。

登校している多数の児童生徒に、学校が感染場所になって病気をさらに拡大させないために行うものです。

《 学校感染症の種類と出席停止期間の基準など 》 学校 HP にも掲載しております。

■ 出席停止疾患における出席停止期間及び登校園許可証の発行について ■

令和5年9月

出席停止疾患		出席停止期間	発行要否
第一種	1 2 種	治癒するまで	要発行
	1. インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで	不要
第二種	2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	要発行
	3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	要発行
	4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	要発行
	5. 風しん	発疹が消失するまで	要発行
	6. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	要発行
	7. アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱など）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要発行
	8. 新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状軽快後一日を経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から五日を経過するまで）	不要
	9. 結核	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	10. 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	要発行
	※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。		
第三種	11. 腸管出血性大腸菌感染症	治癒するまで	要発行
	12. 流行性角結膜炎	急性症状消退まで・プール不可	要発行
	13. 急性出血性結膜炎	急性主要症状消退まで・プール不可	要発行
	14. コレラ	治癒するまで	要発行
	15. 細菌性赤痢	治癒するまで	要発行
	16. 腸チフス	治癒するまで	要発行
	17. パラチフス	治癒するまで	要発行
		※ただし、学校医その他の医師において適当と認める予防措置をしたときまたは症状により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。	
その他	18. 溶連菌感染症	急性症状が消退するまで	要発行
	19. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで	要発行
	20. ヘルパンギーナ	主要症状が消退するまで	要発行
	21. マイコプラズマ感染症	解熱し強い咳が消失するまで	要発行
	22. 感染性胃腸炎	軽症の場合は出席停止の必要性なし	医師の判断
	23. 伝染性紅斑	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	24. 手足口病	感染予防のための出席停止は不要	医師の判断
	25. とびひ（伝染性膿痂疹）	数個程度の場合は出席可、それ以上は不可	医師の判断
	26. その他の感染症		